

NTTドコモレッドハリケーンズ

アカデミー規約

NTTドコモレッドハリケーンズアカデミー事務局

制定 2019年 4月 1日

改訂 2020年 7月 1日

# NTT ドコモレッドハリケーンズアカデミー規約

## 第1条 名称

- (1) 本アカデミーの名称は、「NTT ドコモレッドハリケーンズアカデミー（以下「アカデミー」という）」とし、アカデミーに登録された者（以下「会員」という）はNTT ドコモレッドハリケーンズアカデミー事務局（以下「事務局」という）が運営を行うものとする。
- (2) 会員は入会后、アカデミーが提供するサービスを受ける権利を有する。

## 第2条 アカデミーの所在地

- (1) 事務局は〒559-0034 大阪府大阪市住之江区南港北一丁目9-9 ドコモ大阪南港ビルラグビー棟に置き、ドコモ大阪南港グラウンドを主たる場所として活動をする。

## 第3条 目的

- (1) アカデミーは大阪市内で数少ない天然芝の環境を生かして地域密着型でラグビーができる環境を提供し、ラグビースキルの向上に合わせて、基本的な社会倫理を醸成する場とする。
- (2) 会員に対して方向性を持った育成計画を立て、トップレベルのプレイヤーに求められるスキルを指導し個人のスキルレベルの向上を目的とする。

## 第4条 会費 ※別紙「会費についてのお知らせ」参照

- (1) 年会費 ①「月曜コース」 … 25,000円（税込）
- (2) 会員は入会申し込み後、事務局が発行する専用振込用紙を受領し、1か月以内に振り込まなければならない。但し、専用振込用紙を紛失した場合は、事務局に申告し、再発行されてから1か月とする。
- (3) 年会費については、入会月や参加回数に関係なく徴収する。但し、年会費については、事務局の都合により変更となる場合がある。

## 第5条 年会費の不返納

- (1) 会員は事務局へ支払われた年会費は、理由の如何を問わず返金されない。

## 第6条 年会費の滞納

- (1) 会員が事前に事務局の承認を得る場合を除いて、年会費の支払いを事務局が発行した専用振込用紙受領後、3か月以上滞納した場合、会員は指導を停止され、アカデミーが提供するサービスを一切受けることができない。
- (2) 事務局は(1)の会員を除名することができる。  
なお、会員は除名後も滞納している年会費は振り込まないといけない。

## 第7条 退会

- (1) 大会を希望する会員は、所定の用紙（退会届）に必要事項を記入のし、事務局に当月の末日までに提出しなければならない。

（例：5月31日退会の場合は、5月末日までに退会届を提出）

## 第8条 練習

- (1) 月曜コース：毎週月曜日 … 17：45 ～ 19：45
- (2) 体験会：水曜日（不定期） … 18：00 ～ 19：00
- (3) 本スクールは年間29日を目安に活動するが、練習日程及び活動場所等は毎月事務局から発行される予定表や当日送信する練習情報を参照すること。

## 第9条 練習中の態度

- (1) 練習時間の5分前には集合すること。遅れる場合は事前に事務局へ連絡する。
- (2) 何事にも挑戦し、一生懸命練習すること
- (3) コーチの指示に従い、積極的に自分から努力すること。
- (4) アカデミーの練習に参加する会員と練習中に積極的にコミュニケーションを図ること。

## 第10条 練習の中止

- (1) 雨天の場合でも練習を行うが、事務局が危険と判断したときは練習を中止とする。また、中止になった練習日の振替は行わない。
- (2) 雨天の場合の練習場所は事務局が判断し、練習当日に送信する練習情報や「NTTドコモレッドハリケーンズオフィシャルサイト」にて告知する。  
(以下のQRコード参照)



## 第11条 傷害対応

- (1) 会員は事務局指定の傷害保険に加入する
- (2) アカデミーは事故の無いよう指導者は万全の注意を支払うが、ラグビーの練習中においての不測の事故による傷害については、事務局指定の傷害保険の適用範囲内とし、それ以外の保障は一切負わない。
- (3) アカデミーは会員が練習中に怪我をした場合には、応急処置を行い、救急を要する場合は、救急搬送を行う。

## 第12条 個人情報

- (1) アカデミーは会員の個人情報を会員の承諾を得た場合を除いて、会員にサービスを提

供する以外の目的で個人を特定した情報として利用しない。

(アカデミー申込書に記載されている「個人情報の取り扱いに関する同意書」を確認してください。)

- (2) アカデミー退会後の個人情報は、会員からの申し出があった場合を除き、原則退会后7年間保管し、それ以降は廃棄する。
- (3) 会員は個人情報に変更が生じた場合には、速やかに事務局へ変更箇所をメールで連絡すること。

#### 第13条 規約の改正

- (1) 事務局は本規約を随時改正することができる。

#### 第14条 施行

- (1) 本規約は、2019年4月1日より施行する。

以上